

コロナ禍の事業継続を支援します

— 与謝野町事業者向け感染拡大防止対策支援事業 —

与謝野町では、新型コロナウイルス感染症予防対策を実施しながら事業継続に臨む事業者を支援するため、感染拡大防止に必要な経費の一部を支援する事業を開始しますのでお知らせします。

記

- 1 補助事業名 与謝野町事業者向け感染拡大防止対策支援事業
- 2 補助対象者 次の①～③の全てを満たす方
 - ①法人にあつては本店を、個人事業主にあつては主たる事業所を町内に有していること。
 - ②町税を滞納していないこと。
 - ③与謝野町暴力団排除条例（平成22年与謝野町条例第16号。以下同条第4号において「条例」という。）第2条第1項に規定する暴力団と密接な関係を有していないこと及び同条第4項に規定する暴力団員等が事業主又は従業員として従事していないこと。
- 3 補助対象経費 事業所内で行う感染症予防に係る経費
- 4 補助率及び上限額 2分の1以内 ※ 上限額50万円以内
 - ① 総事業費の消費税を抜いた額の2分の1以内（上限50万円）
 - ② 1事業所当たり代表者を含む従業員の人数に5千円を乗じた額※ ①と②を比べ、「低い額」が補助額となります。
- 5 事業対象期間 令和3年7月1日（木）～令和4年3月31日（木）
- 6 申請受付期間 令和4年1月14日（金）～令和4年3月31日（木）

【取材・問い合わせ先】

与謝野町役場 商工振興課
担当 荒木
TEL：0772-43-9012